

長浜市・米原市（湖北福祉圏域）における
日中サービス支援型共同生活援助の指定等に係る
評価会議についての手引書

【事業者向け】

令和3年7月作成

長浜市しょうがい福祉課

米原市社会福祉課

長浜米原しょうがい者自立支援協議会

日中サービス支援型共同生活援助の新規指定及び他類型からの変更に関する評価会議の手続き、また日中サービス支援型共同生活援助指定後の定期的な評価に関する評価会議の手続きについて案内します。

■申請をする前に

日中サービス支援型指定共同生活援助は、介護サービス包括型指定共同生活援助とはその目的、報酬算定、人員要件等異なる点があります。特に、新規指定の場合は、地域の需要の把握や、想定する利用者像を明確にすることが大切です。指定申請を行う前に、以下の点を十分確認してください。

(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助とは

日中サービス支援型指定共同生活援助とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

(2) 対象者について

日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものです。

(指定基準省令 第213条の2 参照)

(3) 報酬について

日中サービス支援型指定共同生活援助では、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられており、1日単位で選択する仕組みとなっているため、個別支援計画に基づき適切に運用しなければなりません。また、介護サービス包括型と比較すると、基本報酬は高額となりますが、夜間支援体制加算や日中支援加算等適用されない加算もあります。

(4) 設備について

日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中をグループホーム内で過ごす利用者がいることから、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保する必要があります。また、指定短期入所を併設することが必須です。

(5) 人員について

人員配置については、以下の表のとおりです。

管理者	常勤1人(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
サービス管理責任者	利用人数:30人以下:1人以上 利用人数:30人以上:1人に、利用者が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
生活支援員	次の①~④を合算した数以上(常勤換算) ① 区分3の利用者数を9で除した数 ② 区分4の利用者数を6で除した数 ③ 区分5の利用者数を4で除した数 ④ 区分6の利用者数を2.5で除した数	共同生活住居ごとに、1日を通じて生活支援員または世話人1人以上
世話人	常勤換算で利用者数を5で除した数以上	
夜間支援従事者	夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上	

サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援従事者のうち、1人以上は常勤

(指定基準省令 第213条の4 参照)

(6) 協議の場の設置について

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、地域に開かれたサービスをすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。また都道府県知事が必要と認める場合には、事業所指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとするものは、協議会等に対し運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出しなければなりません。

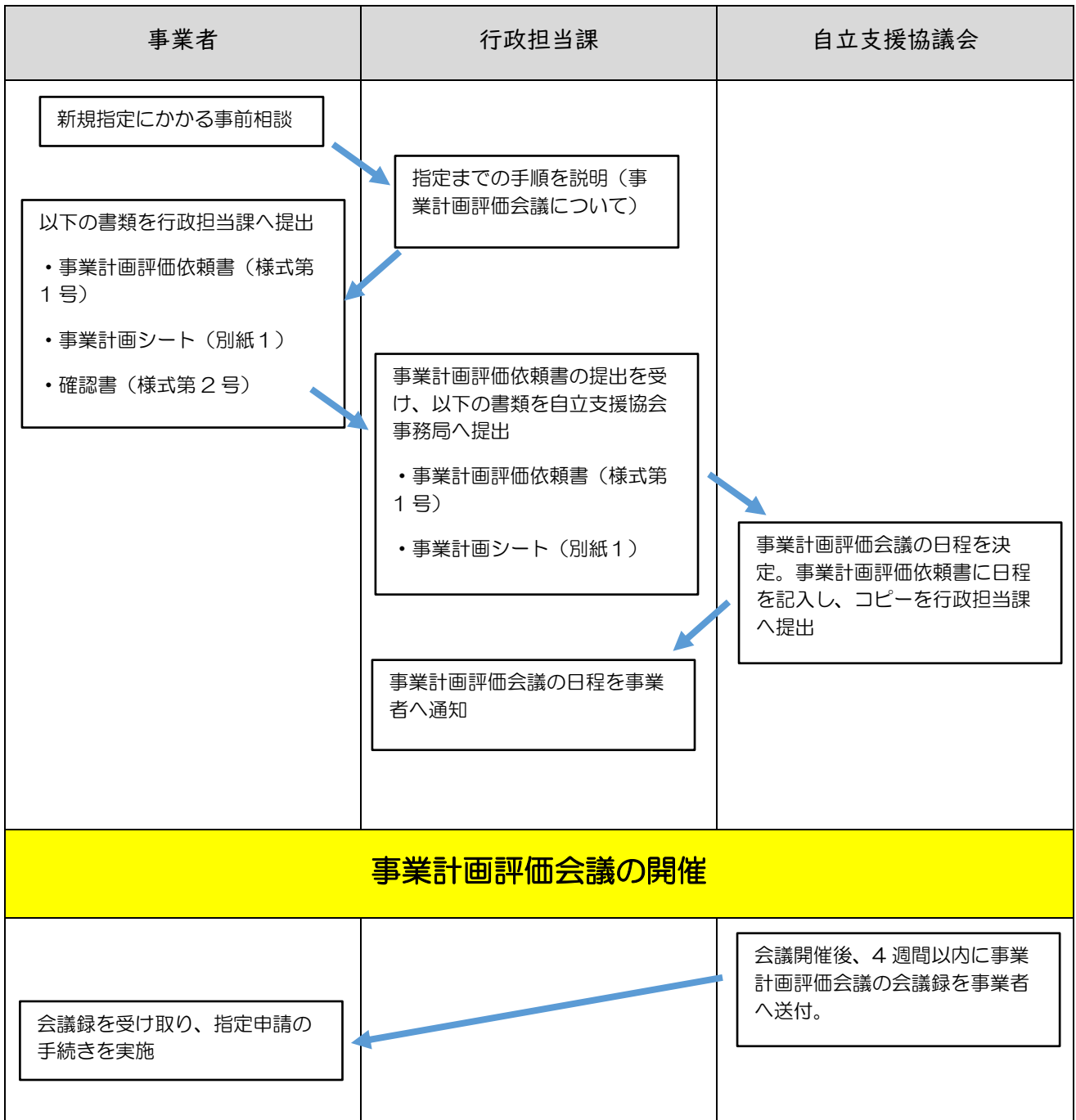
長浜市・米原市(以下、「湖北福祉圏域」という。)において、協議会等は長浜米原しょうがい者自立支援協議会を指します。協議の場は「日中サービス支援型指定共同生活援助事業計画評価会議」(新規指定等時、以下「事業計画評価会議」と言う。)と、「日中サービス支援型指定共同生活援助定期評価会議」(定期報告時、以下「定期評価会議」と言う。)と言います。

(指定基準省令 第213条の10、解釈通知 4(3)④参照)

■新規指定及び他類型からの変更手続き

湖北福祉圏域では、新規指定等にあたり、事業計画評価会議にて評価を受けることになっています。事業計画評価会議開催にあたっては、行政担当課経由で自立支援協議会へ会議開催の依頼を行います。事業計画評価会議では、事業者から運営方針や活動内容等を説明していただき、助言や評価を受けます。

【事業計画評価会議開催までのフロー】



事業計画評価会議は自立支援協議会運営委員会定例会議後(15:15~)に開催します。定例会議は偶数月第3水曜(当日が祝日の場合を除く)に開催されますので、指定予定日から逆算して、指定申請に間に合うよう手続きを行ってください。

いくつかの住居を運営している事業所の場合、類型は事業所ごとに決定を行うことから、すべての住居において日中サービス支援型の体制を整える必要があります。

<新規指定時等の場合>

事業計画評価会議 開催日	評価依頼書提出 期限	事業所指定月 (予定)
2月第3水曜	1月15日	5・6月
4月第3水曜	3月15日	7・8月
6月第3水曜	5月15日	9・10月
8月第3水曜	7月15日	11・12月
10月第3水曜	9月15日	1・2月
12月第3水曜	11月15日	3・4月

事業計画評価会議の記録(会議録)は事業所において5年間保存をしてください。

事業者は、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表しなければなりません。ホームページ等で公開をしてください。

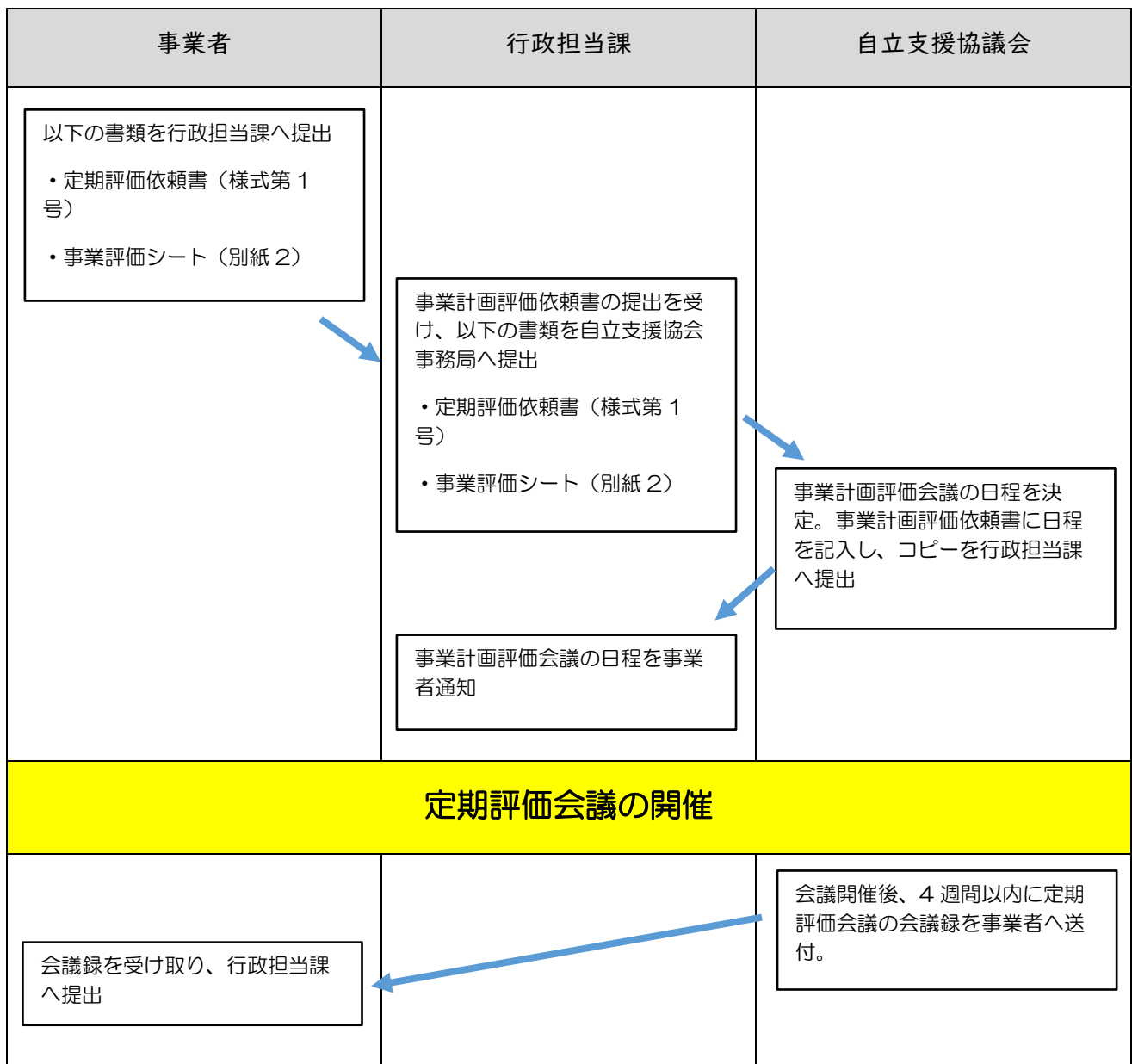
(指定基準省令 第213条の10、解釈通知 4(3)④参照)

■ 指定後の定期報告について

日中サービス支援型共同生活援助事業所は、地域に開かれたサービスをすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、定期的に(年1回以上)評価会議において、事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

定期評価会議は毎年8月の運営委員会定例会議後に引き続き開催します。会議開催の依頼は、行政担当課経由で行います。定期評価会議では、事業者から事業の実施報告等をしていただき、評価を受けます。

【定期評価会議開催までのフロー】



定期評価会議は毎年8月の運営委員会定例会議後（15:15～）に開催します。会議開催の依頼は、行政担当課経由で行います。定期評価会議では、事業者から事業の実施報告等をしていただき、評価を受けます。

評価会議は8月の自立支援協議会運営委員会定例会議後に開催します。8月の定期評価会議に間に合うよう評価依頼書を提出してください。

<定期報告の場合>

定期評価会議開催日	評価依頼書提出期間
8月第3水曜	7月1日～7月15日

定期評価会議の記録は事業所において5年間保存をしてください。

事業者は、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表しなければなりません。ホームページ等で公開してください。

(指定基準省令 第213条の10、解釈通知 4(3)④参照)

■ 関係法令

法令等をよく確認し、適正な事業実施に努めてください。

● 指定基準省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

● 解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)

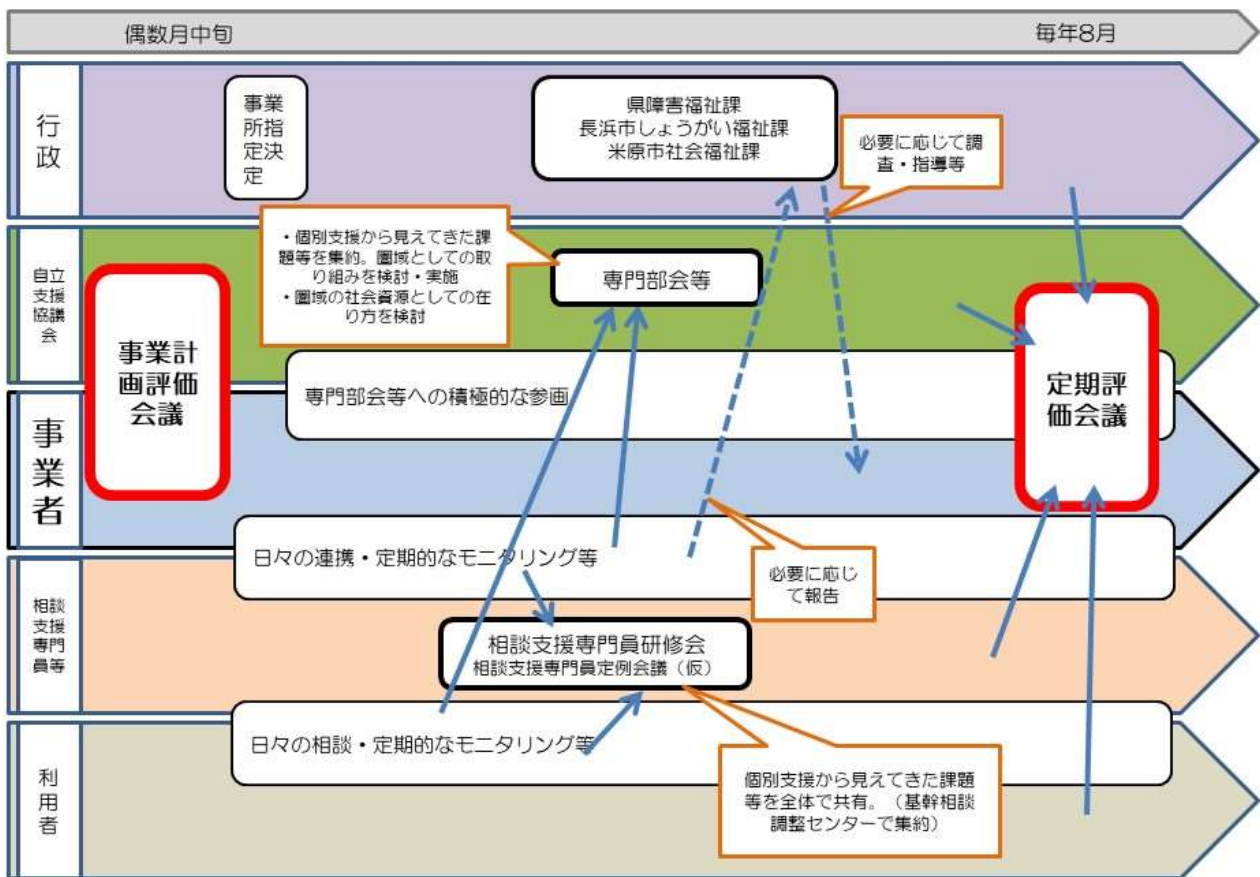
● 報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)

● 留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

「事業計画評価会議」から「定期評価会議」までのイメージ



(様式第1号)

【 事業計画・定期 】 評価依頼書

年 月 日

(宛先)

長浜米原しょうがい者自立支援協議会 御中

(依頼者)

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

印

担当者名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助を実施するにあたり、貴協議会の助言等を受けたいので、関係書類を添付して提出します。

記

1 事業所名(予定)

2 事業所所在地(予定)

3 事業の開始(予定)年月日

4 評価会議開催希望月

-----以下自立支援協議会記入-----

評価会議開催日程

日時： 年 月 日() 時 分

場所：

(裏面)

※添付書類(2部用意して下さい)

【事業計画評価会議の場合】

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業計画シート(別紙1)
- ・日中サービス支援型共同生活援助指定に関する確認書(様式2)

【定期評価会議の場合】

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業評価シート(別紙2)

(様式第2号)

日中サービス支援型共同生活援助の指定に関する確認書

年 月 日

長浜米原しょうがい者自立支援協議会 御中

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

印

日中サービス支援型指定共同生活援助を実施するにあたり、下記項目を確認し理解しました。指定を受けた後は、常に下記項目に記載されている事項を念頭に置き、適正な事業の実施に努めます。

	チェック	確認項目	説明
日中サービス支援型に対する理解	<input type="checkbox"/>	日中サービス支援型が設けられた趣旨について正しく理解している	本類型は、障害の重度化・高齢化に対応するために設けられた類型であり、重度障害者や高齢障害者の受け入れを前提としているか
	<input type="checkbox"/>	他の類型との報酬単価・加算の違いを理解している	収支シュミレーションをし、他の類型との比較をした上で日中サービス支援型を選択しているか

	□	日中は住居外の社会資源を利用して入居者の支援を行うことが基本であり、住居内で支援が完結することは例外的な対応であることを理解している	利用者の生活が事業所都合により安易に住居内で完結したものとならないよう、可能な限り日中は住居外で活動してもらうべきであることを理解しているか 入居（予定）者の必要に応じて、外出支援の利用を促すこと
本サービス類型による指定の必要性	□	他の類型ではなく、日中サービス支援型による指定を必要とする理由がある	外部の日中活動サービス等を利用することができず、日中を住居内で過ごさざるを得ない入居（予定）者がいる等。 日中活動サービスの休業日である土日等を入居（予定）者がグループホーム内で過ごす場合にはこれに該当しない
住居内で提供する日中サービス	□	日中サービスを実施するために必要な職員体制を確保している（確保できる予定である）	予定している日中サービスの提供にあたって必要となる人員（人数及び職種）が確保されているか
	□	日中サービスを実施するための場所や必要な設備を確保している（確保できる予定である）	予定している日中サービスの提供にあたって必要となるスペースや設備が確保されているか 利用者が自身の居室内のみで過ごすことのないよう、交流スペースがしっかり確保されているか
地域生活の支援	□	入居者が充実した地域生活を送ることができるよう、地域との交流に繋がる取り組みがある（取り組みを予定している）	入居者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないと定められており、地域との交流に繋がる取り組みがあるか 外出支援の利用が個々のニーズに応じて適切に考えられているか

	<input type="checkbox"/>	地域生活支援拠点等の機能・役割を十分に理解し、当該事業所が湖北福祉圏域の地域生活支援拠点等の整備に位置付けられている（位置づける予定をしている）ことを理解している。	地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供や、地域移行に向けた体験的な利用等に積極的に取り組み、地域生活支援の中核的な役割を担うよう努力をしているか
入居者の健康管理	<input type="checkbox"/>	入居者の健康状態の変化を把握できるよう、医療機関との連携がある（連携を予定している）	入居者が重度・高齢障害者であることや、住居内で生活が完結することなどから、他の類型以上に入居者の健康状態への配慮が必要である。医療機関との連携、訪問診療等、医療的ケアが提供できるスタッフの配置の検討をしているか
計画相談	<input type="checkbox"/>	入居者に対するモニタリングが実施されるよう、指定計画相談支援事業所との連携がある（連携を予定している）	本類型は、入居者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間が3ヶ月と短く、またホームを運営する事業者と計画相談の事業者は異なることが望ましいとされている
自立支援協議会	<input type="checkbox"/>	評価会議だけの関りではなく、専門部会等に参加の予定をしている。	協議会の専門部会等へ積極的に参加し、地域の支援者と協働し圏域の状況把握や他の事業者とのネットワークの構築に努力をしているか